

部長会議付議事案書（報告）

（令和3年2月2日）
 提案課名 建設総務課
 報告者名 齋藤 雄一

<p>事案名</p>	<p>行政代執行法に基づく放置車両の撤去について</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>市が管理する道路に放置された車両について、経過及び今後の対応を報告するものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>平成27年12月に市が管理する道路に車両を2台放置されて以降、同一所有者の車両が現在市内3箇所合計6台放置されています。車両の所有者に対しては、口頭や貼り紙による警告、文書による通知など、再三にわたる行政指導を実施しましたが、いまだに撤去を行っていない状況です。</p> <p>現在、車両の撤去を命じる監督処分の手続きを進めていますが、それでも撤去を行わない場合、道路法第43条第2号に規定する禁止行為及び市道路条例第48条に規定する無許可占用車両として、行政代執行法第2条に基づく放置車両の撤去の手続きに移行し、市が車両を撤去するものです。</p>	
<p>経過</p>	<p>1 車両の所有者 北矢名在住 70代男性</p> <p>2 放置車両の概要</p> <p>(1) 鶴巻392番1（大根川ポンプ場西側 農道） 車両3台</p> <p>(2) 鶴巻2032番14（大椿台下・東名側道 市道鶴巻52号線） 車両2台</p> <p>(3) 今泉1716番2先（共栄牧場付近 市道今泉5号線） 車両1台</p> <p>3 主な経過</p> <p>平成27年12月 鶴巻392番1に車両2台の放置を確認</p> <p>平成29年 4月 所有者から撤去する旨の申立書の提出（上記車両2台）</p> <p>” 鶴巻392番1に車両1台の放置を確認（計3台）</p> <p>平成30年 5月 鶴巻2032番14に車両2台の放置を確認</p> <p>令和 2年 1月 今泉1716番2先に車両1台の放置を確認</p> <p>” 4月 所有者から車両を移動する旨の念書の提出</p> <p>” 12月 車両の撤去を指導する通知を送付</p> <p>令和 3年 1月 監督処分に先立ち、弁明機会付与通知を送付</p> <p>” 車両の撤去を命じる監督処分として、命令書を送付</p>	

今後の進め方	1	令和3年2月8日～	市議会へ情報提供
	2	〃 2月上旬	所有者へ「戒告書」送付
	3	〃 2月下旬	所有者へ「代執行令書」送付
	4	〃 3月上旬	撤去期限
	5	〃 3月上旬	市議会及び関係自治会へ報告
	6	〃 3月中旬	車両の撤去実施